



米国税務

QI/FATCA 関連情報

2016 会計年度予算教書を公表: 拡大する FATCA の今後

アメリカ

2015 年 2 月 9 日

2015 年 2 月 2 日、米国オバマ大統領は、2016 会計年度(2015 年 10 月から 2016 年 9 月) 予算教書 (General Explanations Administration's Fiscal Year 2016 Revenue Proposals: 通称「グリーンブック」) を公表した。

本予算教書は、全 312 ページにおよび、非効率な支出を削減し、富裕層や大企業への増税により、米国の将来に投資することで、賃金の上昇と、米国の成長と繁栄を共有することができるようにするための予算案が詳細に記されている。本予算教書の内容が実現した場合の新たな税収は、長期的に持続的な経済成長に必要な研究、教育、インフラストラクチャーを含む重要な投資に使用される。

本予算教書では、米国における国際税務制度の改革の一環として、FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法: 以下「FATCA」) の今後の拡大についての 2 点の重要な計画が含まれており、ここではそれらについて説明する。

1. 米国金融機関による報告

1 点目は、米国に所在する金融機関による非居住者口座の報告である。米国政府が、FATCA により米国外金融機関 (Foreign Financial Institutions: 以下「FFI」) に課してきた金融口座情報の報告を、今後は、米国に所在する金融機関にも同等の報告を課すものとしている。まずは、米国非居住者によって保有される金融口座の残高が、報告の対象となる。

また、既に米国金融機関は、米国非居住者へ一定の米国源泉所得を支払う場合には報告義務を負っているが、今後、一定の非米国源泉所得の支払についても、報告させるものとしている。

最終的には、資産の売却や償還の総受取額の報告と、特定の米国非居住者である支配者がいる投資を目的とする事業体が保有する金融口座に関する

情報等を報告する法律を制定するものとしている。

これは、アメリカが締結する FATCA 協定の多くが双方向の内容となっていること、および今後の OECD 多国間情報交換規定への対応として、米国に所在する金融機関からの非居住者口座に関する情報の入手が求められていることに対応するものである。

2. 口座保有者へのコピーの送付

2 点目は、口座保有者への情報提供である。Model 1 協定締結国以外 (日本を含む Model 2 協定締結国を含む) の FFI は、FATCA で報告対象となる口座情報を IRS (Internal Revenue Service: 米国内国歳入庁: 以下「IRS」) に対して電子報告する。本提案では、新たに IRS への報告事項のコピーを当該口座所有者へ提供することを求めるものとしている。これは、情報報告の透明性の促進と、より高いコンプライアンス遵守の達成を目的とするものである。

これまで QI (Qualified Intermediary: 適格仲介人: 以下「QI」) 契約を締結する金融機関は、QI 対象口座の口座保有者に米国人がいた場合には、IRS に対して Form 1099 Copy A を提出すると共に、当該米国人に対して Form 1099 Copy B を送付している。Copy B を受け取った米国人は、確定申告書にそれを添付していたが、FATCA 施行にともない、Form 1099 に代わり Form 8966 が IRS へ提出された場合、口座保有者への通知がなくなることに懸念が表明されていた。

おわりに

予算教書は法案ではなく、あくまでも計画であり、法制化するには連邦議会による承認が必要である。しかし、オバマ大統領率いる民主党が上院下院両院で劣勢である今、本予算教書が法制化される以前で修正される可能性はある。なお、原案とおり法制化された場合、本規定が適用されるのは、2017 年以降に提出される申告書となる。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko.enomoto@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
TEL	03-6213-3800(代)	
URL	www.deloitte.com/jp/tax-co	

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。